

休眠預金等活用法に関するお客さまへのお知らせ

お客さま各位

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預りしている長期間異動がない預金（以下「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、預金保険機構へ納付させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に納付された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただくこととしております。

休眠預金等の定義

1. 休眠預金等とは

休眠預金等活用法第2条第6項に規定する預金等であって、最終異動日等から10年を経過した預金等（次のページの預金等種類が該当します。）をいいます。

2. 最終異動日等とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。

- ① 異動が最後にあった日
- ② 預金等に係る債権の行使が期待される日
※満期日等（定期預金）
- ③ 当該預金等に係る預金者等に対し、当該預金等に係る金融機関・店舗・預金等の種別・口座番号・債権の額等の事項を通知した日。（最終異動日等から9年を経過した元本の額が1万円以上の預金等について通知をし、当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。）
- ④ 預金等に該当することとなった日

3. 異動とは

当金庫における異動とは、以下の事由をいいます。

①法定の異動事由

引き出し、預入れ、振込による払出し、口座振替等による預金等に係る預金額の異動等をいいます。次のページにあるお取引が該当します。

②当金庫が行政庁から認可を受けた事由

預金種類ごとの認可は、次のページにあるお取引が該当します。

以上

異動にあたる取引一覧表

預金等種類	法定異動事由	当金庫が認可を受けている異動事由								預金者等による次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領
		通帳			証書			注意 ※1 コード	預金者等の申出による ご契約内容の変更など	
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越			
当座預金	・引出し ・預入れ ・振込の受入れ ・振込による払出し ・口座振替その他の事由による預金額の異動 ・手形または小切手の提示その他第三者による支払の請求 ・預金者等による公告の対象となっている預金にかかる情報の提供の求め	○	—	—	—	—	—	○	—	○※6
普通預金		○	○※3	○	—	—	—	○	○※4	
ネット預金		—	—	—	—	—	—	○	キャッシュカードの再発行	
貯蓄預金		○	○※3	○	—	—	—	○		
納税準備預金		○	○※3	○	—	—	—	○	—	
通知預金		○	○	—	○	○	—	○	解約予定日の変更	
定期性総合口座※2		○	○	○	—	—	—	○	○※5	
定期預金		○	○	—	○	○	—	○		
自由金利型定期預金 （M型）（スーパー定期）										
自動継続自由金利型定期 預金（M型） （スーパー定期）										
自由金利型定期預金										
自動継続自由金利型 定期預金										
変動金利定期預金		○	○	—	○	○	—	○	方式変更（通帳式から証書式 または通帳式、証書式から通 帳式への変更）	
自動継続 変動金利定期預金										
期日指定定期預金										
定期積金	休眠預金等活用法では対象外となる預金等となります。	○	○	—	—	—	—	○	総合口座への組入・組入解除 （平成31年3月1日以降）	
一般積立預金		○	○	—	○	○	—	○	—	
財形預金										
マル優										
譲渡性預金										

※1 右記に掲げる注意コードの設定・解除

※2 複数の預金等を組み合わせた商品に係る預金等にあつては、上記「当金庫が認可を受けている異動事由」に掲げる事由の全部または一部が生じたこと。

※3 窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除く

※4 預金者等の申出による次に掲げるご契約内容の変更など

・キャッシュカードの再発行

・カードローン契約の終了

※5 預金者等の申出による次に掲げるご契約内容の変更など

・方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）

・総合口座への組入・組入解除（平成31年3月1日以降のものに限ります）

※6 預金者等による次に掲げる事項の全部または一部に係る情報の受領

・当金庫名称およびお客さまの預金等を取扱う店舗の名称

・預金等の種別

・口座番号その他預金等の特定に必要な事項

・預金等の名義人の氏名または名称

・預金等の元本の額

注意コード設定・解除

次に掲げる注意コード設定・解除が当該預金等に係る場合が対象となる。

◇強制執行、仮差押等の対象となったこと。